

高齡者福祉計画（案）  
（概要版）

高齡障害課

# ○山陽小野田市高齢者福祉計画（第5期計画）について

## 1 山陽小野田市高齢者福祉計画（第5期計画）の策定

### (1) 趣旨

「高齢者福祉計画」は、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法に基づく「老人福祉計画」の2つの性格を有している。

このうち、「介護保険事業計画」は、3年ごとに3年を一期とする計画として策定することとされているため（介護保険法第117条第1項）、平成23年度に策定作業を行い、平成24年度から26年度までを計画期間とする新たな計画（第5期計画）を策定する必要がある。

特に、「介護保険事業計画」は、「老人福祉計画」と一体のものとして作成しなければならない（同条第4項）ため、これら二つの計画を一体的に見直すこととする。

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①保険期間				②保険期間			③保険期間			④保険期間			⑤保険期間		
策定期間		第1期計画		策定期間			第2期計画			策定期間			第3期計画		
策定期間			第4期計画			策定期間			第5期計画						

### 第5期高齢者福祉計画

- 介護保険制度の円滑な推進
- 地域のニーズを踏まえた支援体制の整備
- 地域包括支援体制の推進
- 介護予防の推進
- 認知症高齢者に対する総合的な施策の推進
- 療養病床の円滑な転換の推進

○山陽小野田市高齢者福祉計画策定スケジュール

月	実 施 内 容	
平成 23 年 5 月	高齢者保健福祉実態調査	
6 月	新計画策定のためのアンケート調査	
7 月	関係先ヒアリング	
8 月		
9 月		
10 月		
11 月	第 1 回推進会議	第 2 回推進会議
12 月	第 3 回推進会議	介護サービス見込量・保険料設定
平成 24 年 1 月	パブリックコメント	
2 月	第 4 回推進会議（新計画策定）	
3 月	新計画議会報告	
4 月	新計画スタート	

## ○第5期山陽小野田市高齢者福祉計画の基本フレーム

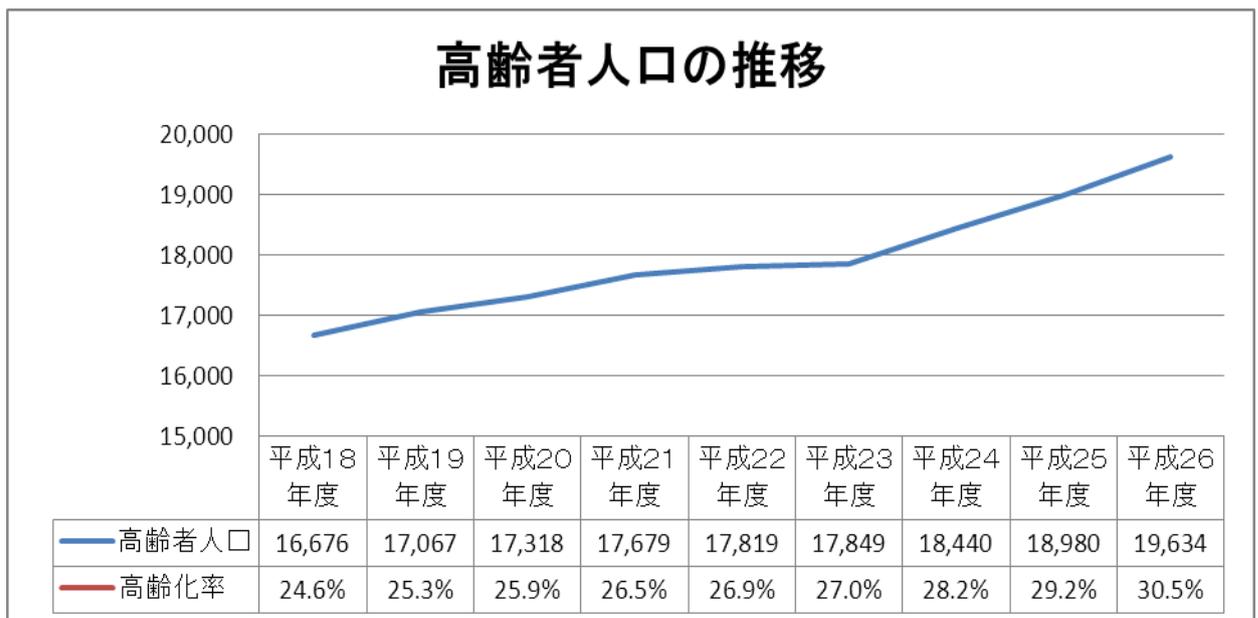
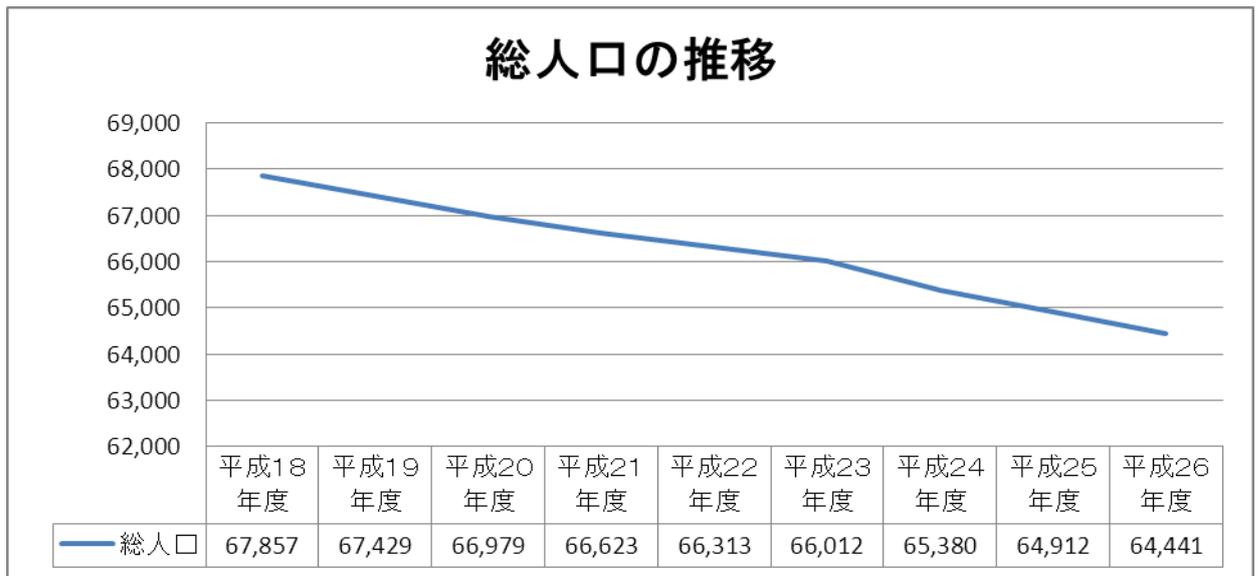
章	内容
第1章 計画の策定にあたって	計画策定の背景、課題、目的、法的根拠等を掲載。
第2章 日常生活圏域の設定	地域特性を踏まえた計画を策定するため、市内を6つの圏域に分けている。
第3章 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状	高齢者、認定者の現状やアンケートの内容を掲載。
第4章 介護保険事業の現状	第4期計画期間中のサービス利用実績の分析、施設の整備状況等を掲載。
第5章 介護保険事業計画の概要	第5期計画の理念や目標、人口、認定者数の見込み、施設整備予定などを掲載。
第6章 介護給付費等対象サービスの計画	第5期計画期間中のサービス見込量を掲載。
第7章 地域支援事業等	第4期計画期間中のサービス利用実績の分析、第5期計画期間中のサービス見込量を掲載。
第8章 重点的に取り組むことが望ましい事項	①サービスの円滑な提供のための方策、②認知症支援策、③虐待・権利擁護などの生活支援サービス、④地域包括ケア体制の推進、⑤療養病床の転換を掲載。
第9章 第1号被保険者保険料の見込み	第5期計画期間中のサービス見込額を掲載。
第10章 サービス基盤整備	老人福祉圏域ごとの施設整備計画を掲載。
第11章 互助・インフォーマルな支援計画	地域の福祉活動、ボランティア制度、居住環境の整備、教育支援活動等を掲載。

## ○第5期高齢者福祉計画の概要について

### (計画の内容)

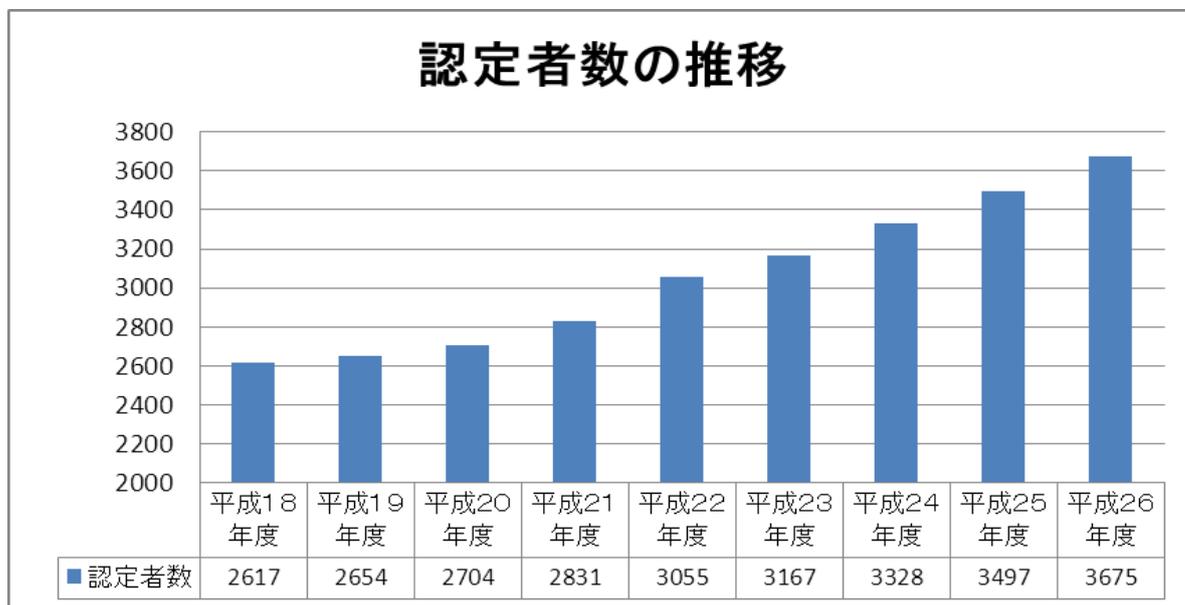
#### ① 総人口及び高齢者人口の推移

総人口は平成18年度には67,857人であったものが徐々に減少し、平成26年度には64,441人になることが見込まれる。一方高齢者人口(65歳以上)は増加していき、高齢化率は平成18年度は24.6%であったものが平成26年度には30.5%になる予定です。



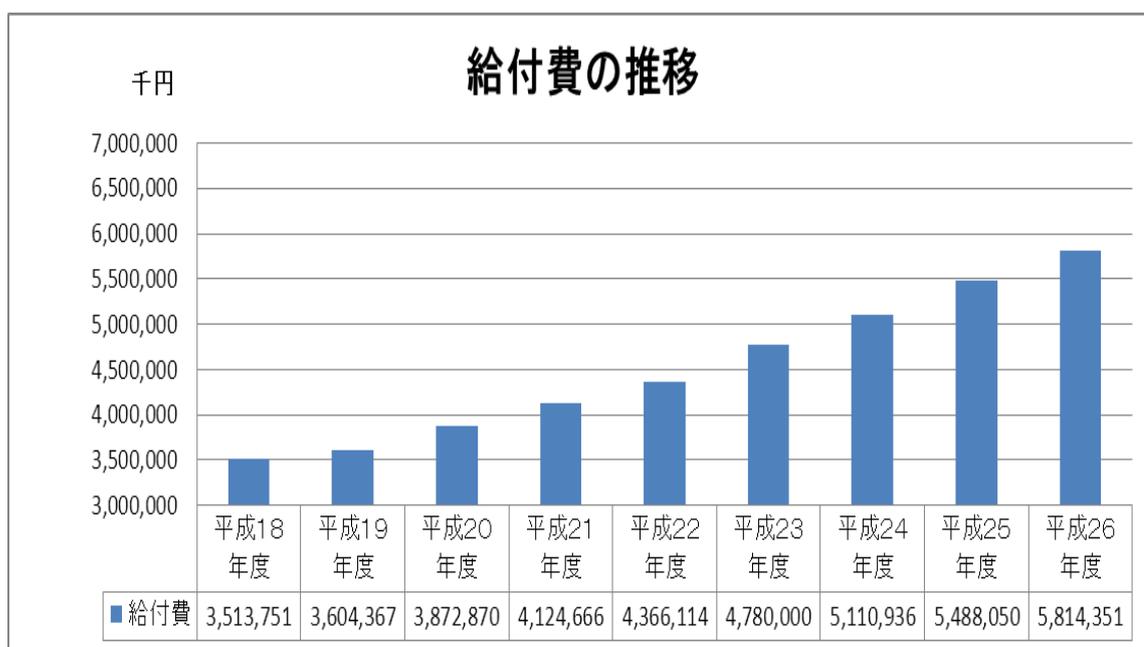
## ② 認定者数の推移について

認定者数は、平成18～20年度までは、年間約50名の増加であったものが、平成21年度を境に急激に伸びてきている。今後も年間約170名の増加が見込まれる。



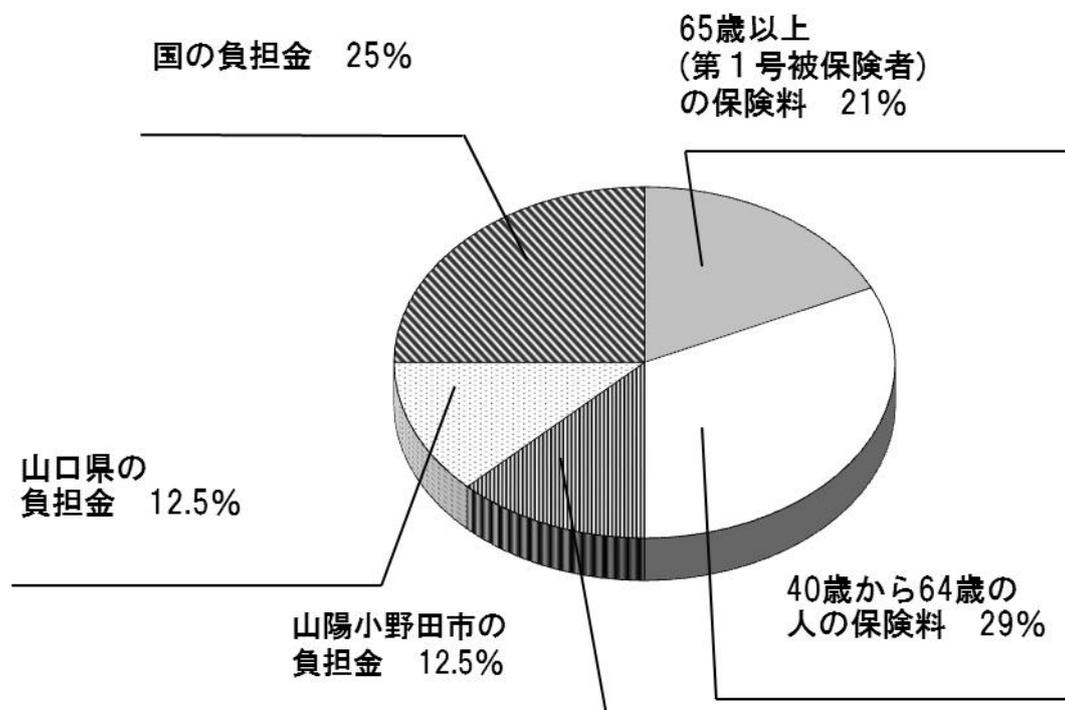
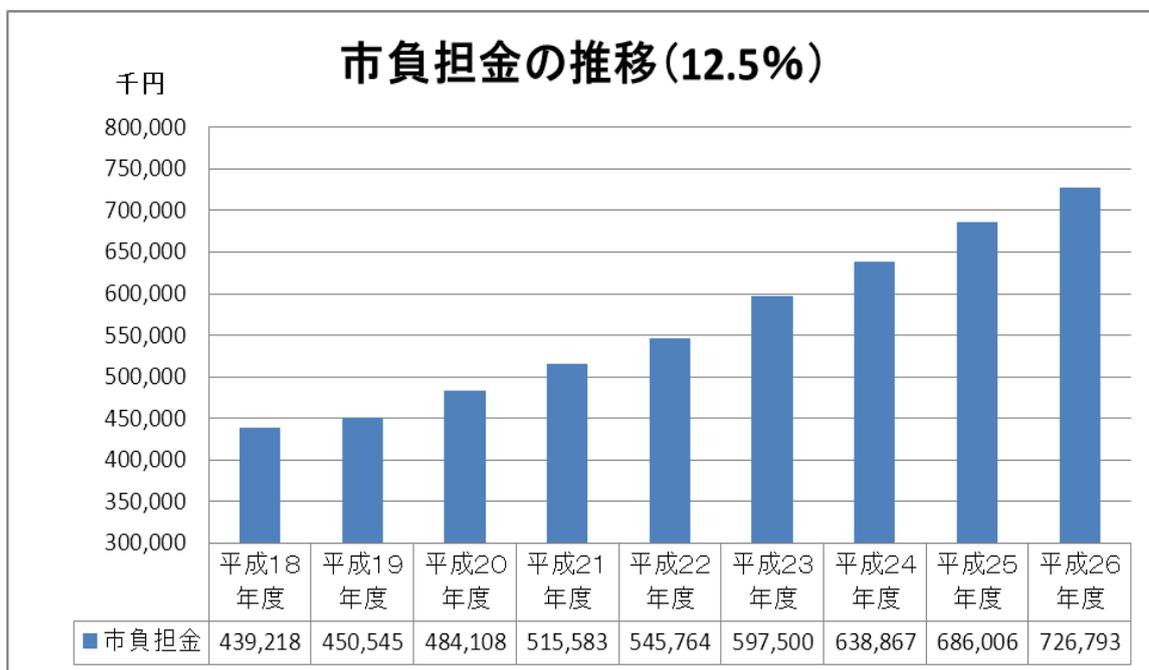
## ③ 給付費の推移

給付費は認定者数の増加に比例して、右肩上がりが増えてきている。



#### ④ 市負担金の推移

市の負担金は、給付費総額の12.5%になります。今後は、毎年約4千300万円づつ義務的経費が増加していく見込み。



## ⑤ 施設整備について

第4期の計画期間中に、療養病床の転換分として旧山陽市民病院跡地に特別養護老人ホーム60床、老健施設20床を整備した。また、厚狭地区にグループホームを18床、小野田地区にグループホーム18床と小規模多機能型居宅介護施設25床を整備した。第4期計画期間は、療養病床の転換があったため、比較的大規模は施設整備ができたが、第5期においては転換がないことと、保険料についても全国平均で約1,000円上昇することを考慮すると、4期のように大規模な整備はできない状況。

第5期の整備計画としては、市に指定・管理の権限がある地域密着型サービスを整備していくこととし、高千帆地区及び厚狭地区の両地区にそれぞれグループホーム18床と小規模多機能型居宅介護施設25床を整備する予定。・・・地区ごとの整備状況は別紙のとおり。

## ⑥ 保険料について

平成23年度の標準保険料は3,910円。

第5期は、約5,170円になる見込み。

増加する要因は、

- (1) 認定者数の増加に伴う給付費の上昇
- (2) 1号被保険者の負担割合が、20%から21%へ上昇
- (3) 介護従事者の処遇改善を図るため、報酬の1.2%改定
- (4) 大規模な施設整備をおこなったため

保険料は、全国平均で5,200円ぐらいになる予定。

※保険料の上昇を少しでも抑制するため、

- (1) 介護保険準備基金を1億3,700万円活用する。
- (2) 保険料の算定段階を現行の9段階から11段階へ増やす。
- (3) 県の財政安定化基金の返還金を活用する。

このことにより、最終的な保険料を4,900円にする。

## ⑦ 第5期計画で新設されるサービス

- (1) 24時間対応の訪問サービス

高齢者の在宅生活を支援するため、訪問介護と看護が連携し、24時間体制で見守るサービスが導入される。計画的に整備していく予定。

- (2) 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護施設に訪問看護の機能を加えた新しいサービスが導入される。計画的に整備していく予定。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の創設

現在の地域支援事業の内容を見直し、利用者の状態像に即したサービスが提供できる事業が導入される。現地点において、サービスや補助の対象となる事業の詳細が示めされていないため、他市の導入状況を踏まえて、平成25年度以降の導入を検討する。

(4) サービス付高齢者向け住宅の整備

法律の改正により、今後は高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）は、原則廃止され、サービス付高齢者向け住宅に一本化される。サービス付とは、専門的な資格をもった者が常駐し、安否確認や生活相談を行うもの。サービス付高齢者向け住宅は国土交通省の管轄になるが、その住宅に隣接する形で介護のサービス事業所を整備し、包括的に高齢者を支援していく体制を推進していくことが想定されている。建設部局と連携しながら、計画的に整備していく予定。

## ⑧ 既存の施策の拡充

(1) 地域支援事業（介護予防事業）の見直し

基本チェックリストの配布・回収方法を見直すことにより、介護予防が必要な人を広く把握し、二次予防につなげていく。また、二次予防事業対象者が利用したいと思える事業内容を検討し、事業参加者の増加に努める。

(2) 日常生活圏域ごとにアンケート内容や給付実績を分析

中学校区ごとに市内を6つの日常生活圏域に分け、地域の特性やニーズをより詳細に把握し、それらを踏まえて施設整備や介護予防事業、その他の高齢者施策に反映させる。

(3) 地域包括ケアシステムの整備

地域包括支援センターを中核として、医療・保健・福祉関係機関だけでなく地域のインフォーマルなサービス等とも連携して、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進する。

(4) 認知症高齢者施策や介護支援ボランティア事業の推進

今後、大幅な増加が見込まれる認知症高齢者への対策を強化し、「地域への普及啓発と相談体制の整備」「予防対策の推進」「本人・家族への支援と地域づくり」等を実施していく。特に、予防対策については、「地域型認知症予防プログラム」を組み込んだ認知症予防教室を新たに開催する。また、活動意欲のある高齢者の活動の場として介護支援ボランティア活動制度の普及・推進を図るため活動環境を整備する。

## (5) 介護保険施設及び地域密着型施設の整備計画

## 資料1

第5期計画期間中の日常生活圏域ごとの施設整備計画については、圏域ごとのサービスの均衡を図っていく必要があることから、高千帆地区及び厚狭地区にグループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設を整備します。

日常生活圏域	項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度 高齢者人口等
竜 王	特別養護老人ホーム					高齢者人口 2,277人
	老人保健施設	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1 (100)	
	介護療養型施設	1 (12)	1 (12)	1 (12)	1 (12)	認定者数 393人
	特定施設入居者生活介護					
	グループホーム	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
小野田	特別養護老人ホーム	1 (82)	1 (82)	1 (82)	1 (82)	高齢者人口 4,119人
	老人保健施設					
	介護療養型施設					認定者数 770人
	特定施設入居者生活介護	1 (50)	1 (50)	1 (50)	1 (50)	
	グループホーム	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
高千帆	特別養護老人ホーム	1 (84)	1 (84)	1 (84)	1 (84)	高齢者人口 5,242人
	老人保健施設					
	介護療養型施設					認定者数 861人
	特定施設入居者生活介護	1 (30)	1 (30)	1 (30)	1 (30)	
	グループホーム	2 (36)	2 (36)	3 (54)	3 (54)	
	小規模多機能型居宅介護			1 (25)	1 (25)	
厚 狭	特別養護老人ホーム	1 (60)	1 (60)	1 (60)	1 (60)	高齢者人口 3,609人
	老人保健施設	2 (80)	2 (80)	2 (80)	2 (80)	
	介護療養型施設					認定者数 622人
	特定施設入居者生活介護					
	グループホーム	2 (36)	2 (36)	3 (54)	3 (54)	
	小規模多機能型居宅介護			1 (25)	1 (25)	
厚 陽	特別養護老人ホーム					高齢者人口 787人
	老人保健施設					
	介護療養型施設					認定者数 137人
	特定施設入居者生活介護					
	グループホーム	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
埴 生	特別養護老人ホーム	1 (80)	1 (80)	1 (80)	1 (80)	高齢者人口 1,815人
	老人保健施設					
	介護療養型施設					認定者数 304人
	特定施設入居者生活介護	2 (90)	2 (90)	2 (90)	2 (90)	
	グループホーム	1 ( 9)	1 ( 9)	1 ( 9)	1 ( 9)	
	小規模多機能型居宅介護					

合 計	特別養護老人ホーム	4 (306)	4 (306)	4 (306)	4 (306)	高齢者人口 17,849人
	老人保健施設	3 (180)	3 (180)	3 (180)	3 (180)	
	介護療養型施設	1 (12)	1 (12)	1 (12)	1 (12)	認定者数 3,087人
	施設 小計	8 (498)	8 (498)	8 (498)	8 (498)	
	特定施設入居者生活介護	4 (170)	4 (170)	4 (170)	4 (170)	
	グループホーム	8 (135)	8 (135)	10 (171)	10 (171)	
	居住系施設 小計	12 (305)	12 (305)	14 (341)	14 (341)	
	施設・居住系施設 合計	20 (803)	20 (803)	22 (839)	22 (839)	
	小規模多機能型居宅介護	3 (75)	3 (75)	5 (125)	5 (125)	

表中の各年度の数値は施設の数を表示、右の( )内の数値は床数を表しています。  
ただし、小規模多機能型居宅介護の( )内の数値は、登録人数を計上しています。  
平成23年度の日常生活圏域別高齢者人口等は、平成23年10月1日現在の数値。認定者には住所地特例該当者（市外に住所があるが、山陽小野田市の被保険者である者）は含まれていない。

○所得段階別保険料

		旧保険料	
該当者		平成23年度 保険料段階	平成23年度 保険料 (年額)
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		第1段階 (基準額×0.5)	23,460円
世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階 (基準額×0.5)	23,460円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	第3段階 (基準額×0.75)	35,190円
世帯内に市民税課税者がいる場合	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第4段階 (基準額×0.9)	42,228円
	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	第5段階 (基準額)	46,920円
本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	第6段階 (基準額×1.1)	51,612円
	合計所得金額が125万円以上200万円未満	第7段階 (基準額×1.25)	58,650円
	合計所得金額が200万円以上700万円未満	第8段階 (基準額×1.5)	70,380円
	合計所得金額が700万円以上	第9段階 (基準額×1.75)	82,110円



		新保険料	
該当者		平成24年度から 26年度までの 保険料段階	平成24～26年度 保険料(年額)
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		第1段階 (基準額×0.5)	29,400円
世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階 (基準額×0.5)	29,400円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	第3段階 (基準額×0.7)	41,160円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	第4段階 (基準額×0.75)	44,100円
世帯内に市民税課税者がいる場合	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第5段階 (基準額×0.9)	52,920円
	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	第6段階 (基準額)	58,800円
本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	第7段階 (基準額×1.1)	64,680円
	合計所得金額が125万円以上190万円未満	第8段階 (基準額×1.25)	73,500円
	合計所得金額が190万円以上450万円未満	第9段階 (基準額×1.5)	88,200円
	合計所得金額が450万円以上700万円未満	第10段階 (基準額×1.75)	102,900円
	合計所得金額が700万円以上	第11段階 (基準額×2.0)	117,600円